

◆諸元

公園名称		用途地域	
公園種別		土地利用規制	
計画決定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	現況の土地利用	
計画面積	ha	市街地状況	一般市街地 or 密集市街地
開設面積	ha	(市街地係数)	( )
事業認可面積	ha	(空地率)	
未着手面積	ha	(建築制限の状況)	
うち市街化調整区域	( ha)	みどりの目標値	
誘致圏域内人口	人	誘致圏域内の類似の社会資本	
誘致圏域内将来人口	人		
誘致圏域の高齢化率			
その他	(計画決定当初からの社会情勢の変化や地元のニーズ等、特記事項を記載)		

上位計画の位置づけ(関連する記述を記載)
・市町村総合計画…
・市町村都市計画マスタープラン…
・市町村緑の基本計画…
・市町村景観計画…
・地域防災計画…
・その他関連計画…
都市計画を定めた理由
最新の施設計画内容

◆必要性評価(機能別)【例】

項目	機能	評価内容	必要性		根拠等	評価理由	総合評価	
			低い	高い				
存在効果	防災	避難地 1-1	対象公園は住民の避難場所(一次避難地、一時避難場所)等としての位置づけがあり、 <u>現開設区域</u> では必要面積が不足するか	NO	YES	市町村防災計画等の位置づけ 必要面積に満たない場合は不足面積を算出する		
		延焼危険度 1-2	周辺に延焼危険度(不燃領域率(耐火率、空地率)、木防建べい率、消防活動困難区域等)の高い地域があるか	NO	YES	災害危険度判定調査手引き(平成14年3月大阪府)参照		
		避難危険度 1-3	周辺に木造住宅密集地域など、避難危険度(道路閉塞確率、一次避難困難区域等)の高い地域があるか	NO	YES	〃		
		避難路等 1-4	対象区域を整備した場合、避難路、避難地として活用可能か(施設内容も考慮。修景池等は不可)	NO	YES			
	環境	熱環境 2-1	対象区域の整備は新たな緑陰空間(クールスポット)を創出し、ヒートアイランド現象の緩和に寄与するか	NO	YES			
		自然的環境 2-2	対象区域の整備は生き物の移動空間の創出に寄与するものか	NO	YES			
	景観	景観の要素 3-1	対象区域の整備は周辺の住生活環境の向上に必要なか	NO	YES			
		3-2	対象区域に地域の歴史・文化等守るべき景観があり、それらを保全するために対象区域の整備は必要不可欠か	NO	YES			
	みどりの効果	利用効果	遊び場提供等 4-1	対象区域の施設計画は近隣住民の遊び場提供(児童遊戯場)や健康増進(健康遊具)等、地域の需要に寄与するものか	NO	YES	地域需要の把握は、住民意向調査や地元要望等による	
			スポーツレクリエーション 4-2	対象区域の施設計画は近隣住民のスポーツ・レクリエーション等を目的としたものであり、地域需要に貢献するものか	NO	YES	街区公園の場合は【4-3】に進む	
憩い癒し 4-3			対象区域の施設計画は憩いや癒し効果を目的としたものであり、対象公園の整備は、圏域の少子高齢化動向や利用者層の傾向に対応した施設(遊歩道、休憩施設等)として、地域住民の満足度上不可欠なものか	NO	YES			
動向 4-4			対象区域の施設計画は、住民のニーズや社会経済情勢の変化において方向性の転換は必要か	NO	YES	転換が必要な場合は、転換後の施設計画内容で評価を行う		
自然的景観鑑賞 4-5		対象区域の施設計画は花木や樹林地等の自然的景観を鑑賞できるものであり、自然景観が少ない周辺地域の需要に貢献するものか	NO	YES				
媒体効果	福祉教育交流コミュニティ等	5-1	対象区域の整備は、圏域の福祉施設入所者や高齢者等の心身の健康増進や生きがいづくりに貢献するものか	NO	YES	街区公園の場合は【5-3】に進む		
		5-2	対象区域の整備は、自然とのふれあいの場提供など環境教育フィールドとしての整備に貢献するものか	NO	YES	街区公園の場合は【5-3】に進む		
		5-3	対象区域周辺は地域住民(子育て世代や高齢者等)のコミュニケーションの場が少なく、 <u>対象区域</u> の整備は地域の需要に寄与するものか	NO	YES			
		5-4	対象区域の整備は、市民活動の活性化に効果が期待できるものか	NO	YES			
		5-5	対象公園の整備は、防犯や地域防災力の向上や地域コミュニティ活動の活性化に効果が期待できるものか	NO	YES			
都市計画上の確認	配置	6-1	対象公園の誘致圏域は、他の開設済みの都市計画公園の誘致圏域と重複しているか	YES	NO			
		6-2	対象区域は津波や浸水、土砂災害など自然災害の危険度が高い区域に位置するか	NO	YES			
	市街地形成	6-3	対象区域の都市計画を廃止することで市街地のスプロール化や環境低下を誘発する恐れがあるか	NO	YES			
		6-4	対象区域を見直した場合、道路の移設など公園を取り巻く周辺市街地との整合を図る必要性があるか	NO	YES			
	周辺環境の変化	6-5	対象区域に隣接する都市計画道路が廃止されるなど、周辺の都市計画の変更により、未着手区域の必要性を低下させる動向があるか	YES	NO			
	都市計画	6-6	対象区域を活用した市街地再整備等の計画があるか	NO	YES			
	建築制限	6-7	対象区域内の建築構造は圏域内の他の建築構造に比して著しく制限がかかっている状況か	YES	NO			
	その他	6-8	その他、上位計画や関連計画との整合を図るために <u>対象区域</u> の整備あるいは保全が必要か	NO	YES			